

7 特定化学物質取扱量届出書の記入例及び記入要領

○「本紙」の記入例

第12号様式（第44条関係）

特定化学物質取扱量届出書			
令和6年4月15日			
名古屋市長 様			
届出者 郵便番号 〒460-0001 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
名 称 株式会社 なごや 代表者氏名 代表取締役社長 名古屋 太郎			
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。			
工場等の名称	株式会社 なごや 本社工場		
工場等の所在地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号		
工場等において常時使用される従業員の数	200 人		
事業者が常時使用する従業員の数（全社）	2500 人		
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	うち主たるもの	金属製品製造業	2800
		自動車卸売業	5220
		商品検査業	8620
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量		別紙番号（1 ～ 2）のとおり	
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）			1 有 ② 無
連 絡 先	担 当 部 署	環境部 環境保全課	
	担 当 者 氏 名	環 境 守	
	電 話 番 号 等	Tel 052-972-2677 Fax 052-972-4155 E-mail a2677@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp	
※ 整理番号			

注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日）における人数を記載してください。

2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等にあつては、次欄以降にその他の業種を記載してください。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載してください。

3 ※印のある欄は記載しないでください。

備考 届出書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

○「本紙」の記入要領

※ 1 『届出者』

- 届出者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記入してください。
- 押印は必要ありません。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地区で通常用いられるものを記入してください。
- 届出者は、その工場等の届出を工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など当該工場等の化学物質の管理に責任を有する者に届出者の代理人として委任することができます。その場合には、委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。

※ 2 『工場等の名称』

- 工場等（工場、事業場、営業所等）の名称を記入してください。
- 複数の工場等を有する事業者にあつては、それぞれの工場等の区別が付くように名称を記入してください。（異なる工場等には異なる名称を、また、特に名称がないような場合にも、本届出の便宜を図るため適切な名称を付してください。）
- 化管法の届出と合わせてください。

※ 3 『工場等の所在地』

- 工場等の所在地を記入してください。

※ 4 『工場等において常時使用される従業員の数』

- 当該工場等において常時使用される従業員の人数を記入してください。
- 従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。
- 化管法の届出と合わせてください。

※ 5 『事業者が常時使用する従業員の数（全社）』

- 事業者が全社において常時使用する従業員の数を記入してください。
- 従業員の数の考え方は、11 頁を参照してください。

※ 6 『工場等において行われる事業が属する業種』

- 「業種名」及び「業種コード」には 28 頁の対象業種コード表（表1）の中から、当該工場等において行われる事業が属する対象業種及び対応する業種コード（4桁）を記入してください。
- 業種の考え方は、12 頁を参照してください。

常時使用される従業員数の考え方（特定化学物質取扱量届出書）

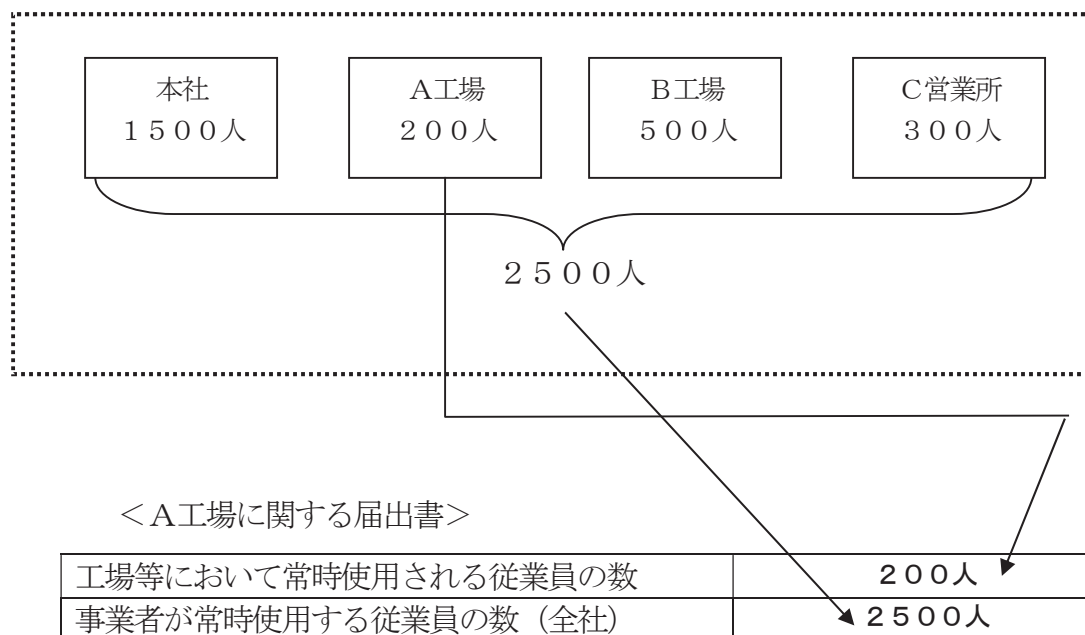
○ 化管法の考え方と同じです。

排出量等の把握対象年度の4月1日の時点で期間を定めずに使用されている者もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者、又は、排出量等の把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれます。）。また、常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役 員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者への 下請け労働	他からの 派遣者	別事業者から の下請け労働
×※	○	×	×	×	○	○

※役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、常時使用する従業員の数として数えます。



○ 「P R T R排出量等算出マニュアル第5.0版 第Ⅱ部 解説編」（令和5年3月 経済産業省・環境省）pⅡ-9～10を参照してください。

業種の考え方

○ 化管法の考え方と同じです。

- 複数の業種を営む工場等にあつては、当該工場等が営んでいる業種の中から届出の対象となっている業種をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に係る業種を「主たる業種」とし、それ以外に営んでいる対象業種を「従たる業種」とします。

＊ 例：工場等が営んでいる業種（売上高）が以下の場合
金属製品製造業（10 億円）、塗装工事業（7 億円）、塗装卸売業（3 億円）、
自動車卸売業（2 億円）、商品検査業（1 億円）

業 種 名		業種コード
うち主たるもの	金属製品製造業	2 8 0 0
	自動車卸売業	5 2 2 0
	商品検査業	8 6 2 0

※塗装工事業、塗装卸売業は届出対象業種ではありませんので、
記入する必要はありません。

※ 7 『特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量』

- 添付する別紙の枚数を記入してください。なお、環境保全条例施行細則第 45 条第 1 項の請求を行う物質がある場合、その物質はこの枚数に含まないでください。

※ 8 『本届出が条例施行細則第 45 条第 1 項の請求に係るものであることの有無』

- 当該工場等について、環境保全条例施行細則第 45 条第 1 項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」に○印を付けてください。
○秘密情報の請求を行う場合は、事前にご相談ください。

※ 9 『連絡先』

- 届出の受理後、名古屋市から内容等について問い合わせをさせていただくことがありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入してください。

※ 10 『整理番号』

- この欄には記入しないでください。

○「別紙」の記入例

別 紙

別紙番号	1
------	---

※5

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番 号	特定化学物質 の 管 理 番 号	特定化学物質の名称	年 間 取 扱 量 (k g / 年)
1	第 2 8 1 号	トリクロロエチレン	1 5 0 0
2	第 3 0 8 号	ニッケル	1 2 0 0
3	第 3 0 9 号	ニッケル化合物	1 2 0 0
※1	第 ※2	※3	※4
	第 号		

※6

整理番号	※
------	---

注1 別紙が2枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。

2 「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（以下「PRTR届出」という。）の際に記載する管理番号の順に記載してください。

3 「特定化学物質の管理番号」及び「特定化学物質の名称」の欄には、PRTR届出の際に記載する第1種指定化学物質の管理番号及び名称を記載してください。

4 「年間取扱量」の有効数字は、2桁とします。

5 ※印のある欄は記載しないでください。

○「別紙」の記入要領

<注意事項>

別紙 1 枚で特定化学物質 5 物質分の年間取扱量の届出ができます。

(化管法の届出書「別紙」は、第一種指定化学物質ごとに 1 枚ずつ作成します。)

※ 1 『番号』

○順番に番号を付けてください。なお、2 枚以上になる場合は通し番号を付けてください。

※ 2 『特定化学物質の管理番号』

○化管法第 5 条第 2 項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出 (PRTR 制度の届出) に記載するそれぞれの物質ごとに付された管理番号をアラビア (算用) 数字で記入してください。(30 頁の対象化学物質 (表 2) を参照してください。)

その際は、数字の小さい順に並べてください。

※ 3 『特定化学物質の名称』

○PRTR 制度の届出に記載する第 1 種指定化学物質の名称 (別名がある場合には、当該別名) を記入してください。(30 頁の対象化学物質 (表 2) を参照してください。) 複数の別名がある場合は、最初に記載している別名を記入してください。

※ 4 『年間取扱量』

○取扱量の把握年度 (前年度 4 月 1 日～3 月 31 日) 1 年間における特定化学物質ごとの取扱量を記入してください。

○取扱量の考え方は、15 頁を参照してください。

<数字の扱い>

取扱量は有効数字 2 桁で記入してください。

有効数字 2 桁とは、上から 3 桁目を四捨五入して算出することをいいます。

例：
$$\begin{array}{r} 60 \\ 3, \cancel{56}0 \text{ kg} \rightarrow 3, 600 \text{ kg} \\ 00 \\ 87, \cancel{23}0 \text{ kg} \rightarrow 87, 000 \text{ kg} \end{array}$$

取扱量の考え方

- 化管法の考え方と同じです。
- 化管法や環境保全条例でいう「その他の取り扱う量」に該当するものは、この手引きでは、便宜上「製造量」又は「使用量」に含めて算出するようにしています。

- 取扱量とは

$$\text{取扱量} = \text{使用量} + \text{製造量}$$

- 使用量
工場等で使用した特定化学物質の量です。

$$\text{使用量 (kg)} = [\text{年間受け入れ量}] + [\text{年度当初在庫量}] - [\text{年度末在庫量}]$$

工場等で購入している製品のSDS（安全データシート）から含有物質、含有率を把握してください。
その中に特定化学物質に該当する物質があれば、その製品の使用量に含有率を乗じて、物質ごとの使用量を算出してください。

- 製造量
化学反応等により新たに製造した化学物質の量で、副生成物も含みます。
（例：対象物質を排水処理などの過程で生成している場合）
- 元素等に換算する化学物質が含有されている場合は、金属元素への換算係数により換算してください。
- 工場等内で再利用している量を別途足し合わせる必要はありません。購入（または搬入）量、在庫量等から算出する年間使用量にすでに含まれています。

※ 取扱量の算出方法は、「PRTR排出量等算出マニュアル第5.0版 第Ⅱ部 解説編」（令和5年3月経済産業省・環境省）pⅡ15～34にも掲載されていますので、参考にしてください。

※ 5 『別紙番号』

○別紙が2枚以上になる場合は、別紙番号を通し番号で付けてください。

※ 6 『整理番号』

○この欄には記入しないでください。